

## 只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ

文責：1班

### I. 事実の概要

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に対して風邪薬と一緒に飲む予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A はこれらの事情に気づかないまま、支給された両方の劇薬を一緒に飲み死亡した。

なお、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであった。

### II. 問題の所在

X・Y に犯罪の責任を負わせるためには、X・Y の行為と A の死亡結果との間に因果関係が認められなければならない。今回の事案において、X・Y は両者とも A に対して致死量の劇薬を投与しており、たとえ片方の行為がなかったとしても結果が発生してしまうことになる。よって、「あれなければこれなし」の条件関係が認められず、さらに X・Y が問われることになるであろう業務上過失致死罪(211 条 1 項)には、未遂規定がないことから両者とも犯罪不成立となる。

しかし、致死量の劇薬を投与するという行為で人の生命を奪っておきながら何ら責任を負わないというのは、社会通念上妥当しないように思える。

したがって、今回の事例において最も妥当性のある結論を導くためにはどうすればよいか問題となる。

### III. 学説の状況

A 説：条件関係修正肯定説<sup>1</sup>

択一的競合の場合において、「あれなければこれなし」という条件関係の公式を一部修正し、いくつかの条件の内、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合には、全ての条件につき因果関係を肯定する説。

B 説：条件関係修正否定説<sup>2</sup>

択一的競合の場合において、条件関係の公式を修正せず、一方の行為がなくても他方の行為によって結果が発生したのであるから、行為と結果との間に条件関係は無いとして、因果関係を否定する説。

---

<sup>1</sup> 前田雅英『刑法総論講義〔第5版〕』（東京大学出版会，2011年）180頁。

<sup>2</sup> 町野朔『刑法総論講義案(1)』（信山社出版，1996年）156頁。

### C 説：結果回避可能性説<sup>3</sup>

条件関係の公式には、結果回避可能性を判断するという特別の意味があり、結果回避可能性がない場合には因果関係を否定する説。択一的競合の場合においては、一方の行為によって結果が発生するのであるから、他方の行為に結果回避可能性がないとして、その行為につき条件関係を否定する。

## IV. 判例(最判昭和 26 年 9 月 20 日)<sup>4</sup>

### (1) 事実の概要

被告人 2 名が共犯関係なく被害者に暴行を加え、結果死に至らしめたが、いずれの暴行により被害者が死亡したかは不明であった。

### (2) 判旨

「原判決は本件傷害致死の事実について被告人外二名の共同正犯を認定せず却って二人以上のものが暴行を加え被害者を傷害ししかもその傷害を生ぜしめた者を知ることができない旨判示していること原判文上明らかなどころであるから、刑法 207 条を適用したからといって、原判決に所論の擬律錯誤の違法は存しない」

### (3) 検討

本判決は刑法 207 条が「傷害した場合」と規定しているためその適用が傷害罪のみに限られるとも思われるところ、二人以上の共犯関係のないものによる傷害致死罪にもその適用を認めたものである。

207 条の趣旨は、暴行の同時犯の場合には因果関係の立証が困難であり、その証明を必要とすると国民の法感情に反する帰結となってしまうために、挙証責任を被告人に転換することで因果関係の不存在が立証されない限り因果関係を肯定し、不当な結果を回避しようとしたものである。

そして、この趣旨は傷害致死罪の場合にも妥当するため本件傷害致死事件に関しても 207 条の適用を認めたものであると解される。

## V. 学説の検討

1. 確かに、刑事責任の基礎を明確化し、限定づける機能を営むためには条件関係公式が遵守されるべきであり、択一的競合の場合において条件関係を否定する B 説は妥当とも考えられる。

しかし、両者とも結果を発生させるのに十分な行為をしていながら、偶然他の行為者が存在したために、故意犯においては未遂罪にとどまり、過失犯においては未遂処罰規定がないことから不可罰となるのは、刑法の重要な役割である法益保護機能を全うできない。

<sup>3</sup> 山口厚『刑法〔第 2 版〕』（有斐閣，2009 年）54 頁。

<sup>4</sup> 最高裁判所刑事判例集 5 卷 10 号 1937 頁。

また、重疊的因果関係事例の場合と比較しても妥当ではない。重疊的因果関係事例とは、例えば X と Y がそれぞれ独立に故意または過失によって、A に致死量の 2 分の 1 の毒薬を服用させたため、これらが重疊的に作用して A が死亡したような場合である。この場合、「X(Y)の行為がなければ A の死亡なし」といえ、少なくとも条件関係が肯定される。択一的競合の場合に比べて行為の危険性が低い重疊的因果関係事例については条件関係が認められ、より行為の危険性が高い択一的競合の場合に条件関係が否定されてしまうことは疑問である。

以上より B 説は妥当でないと考える。

2. さらに C 説は、甲が X と Y に対して別々に「A を殺害せよ」と教唆した結果、X と Y がそれぞれ致死量の毒薬を服用させて A を殺害した場合、結果回避可能性のない X と Y の行為を前提としてそれを利用した甲の行為につき、いかなる犯罪を成立させるか不明である。結果回避可能性のない行為を利用していることから、殺人未遂の教唆(203 条・199 条・61 条 1 項)が成立するにとどまるとも思われるが、甲自身は X・Y の両行為を認識しており、結果回避可能性があったのであるから、因果関係ありとして殺人既遂罪の教唆(199 条・61 条 1 項)が成立するとも思われるからである。

以上より C 説は妥当でないと考える。

3. 思うに、X と Y の行為は現実的に競合して行われているのだから、X・Y 両者の行為を別々に評価するのは妥当でなく、両者を一括して取り除き、各人の実行行為と発生した結果との間に条件関係を肯定し、各人に結果を帰責させるべきであると解する。そして、そう解したとしても、択一的競合の事例においては両者を除けば結果が発生しないのであり、競合する行為と結果の間には事実的な結びつきがあるから、両者に帰責する基礎が認められ、条件関係を認めても良いと思われる。そこで、条件関係の公式を修正し、X と Y の両行為を除けば結果が発生しない場合には、両者の行為につき条件関係を肯定する A 説が妥当であると考えられる。
4. よって、検察側は A 説を採用する。

## VI. 本問の検討

### 第 1 X の罪責

1. X の A に致死量の劇薬を支給し、A を死に至らしめた行為について業務上過失致死罪(211 条 1 項)が成立しないか。
- 2.(1)ア 本罪における「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であり、かつ、他人の生命身体に対する危険性を包含するものである。  
イ 本問において、X は看護師であり、人の生命身体に関わる行為を行う、社会生活上の地位と言える。そして、X の、患者に対する医薬品の支給や服用という行為は、当該地位に基づいて反復継続して行われる行為であり、かつ、当該行為は患者の生命・身体に危険を及ぼすのに十分可能性があるものである。

- (2) また、Xは看護師であることから、看護師としての相当程度の注意をもって医療行為を行うという義務を負う。しかし、Xは過失によってAに対して劇薬を支給しているため、「必要な注意を怠った」と言える。

したがって、Xには業務上過失致死罪の実行行為が認められる。

3. (1)ア そしてAの死亡という業務上過失致死罪の構成要件的结果が発生している。ではXの実行行為とA死亡との因果関係は認められるか。

そもそも、因果関係とは、当該行為が存在しなければ当該結果が発生しなかったであろうという、「あれなければこれなし」という条件関係を基礎とし、行為の客観的危険性が結果へと現実化する過程のことをいう。かかる定義からすると、条件関係が認められ、行為の客観的危険性が結果へと現実化したと言えるとき、因果関係が肯定される。

イ もっとも、本問において、Xの毒薬を飲ませる行為なくしても、Yによる同様の行為によりA死亡の結果が発生することから、「あれなければこれなし」という条件関係が認められるかが問題となるところ、前述の通り、検察官はA説を採用し条件関係を修正する。

- (2) 本問において、X・Yそれぞれの行為を一括して取り除くと、A死亡という結果は発生しなかった、すなわち「X・Yの行為がなければ、A死亡の結果なし」といえ、条件関係が認められる。また、Xの、致死量の毒をAに飲ませるという行為は、それだけでAを死に至らしめる危険性が客観的に認められる上に、Aの死という結果は現実化している。したがってXの当該行為の客観的危険性が結果へと現実化したと言える。以上より、Xの当該行為とA死亡との因果関係は肯定される。

4. よってXの当該行為について業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立する。

## 第 2 Yの罪責

YのAに致死量の劇薬を支給し、Aを死に至らしめた行為に関しても、Xと同様にして、業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立する。

## VII. 結論

以上より、X及びYは業務上過失致死罪(211条1項前段)の罪責を負う。

以上